

いちご一会とちぎ国体下野市輸送及び警備等実施運營業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」下野市開催競技における輸送運營業務等を安全・確実かつ円滑に行うため、民間の優れた想像力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用した企画提案を求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

いちご一会とちぎ国体下野市輸送及び警備等実施運營業務委託

(2) 業務内容

別添1「いちご一会とちぎ国体下野市輸送及び警備等実施運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年11月15日（火）まで

(4) 委託料限度額

29,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局（担当者：高橋）

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

TEL：0285-32-8920 FAX：0285-32-8611

E-mail：sports@city.shimotsuke.lg.jp

実行委員会 HP：<https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/>

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度・令和4年度下野市競争入札参加有資格者として登録があること。ただし、企画提案書の提出期限までに当該登録をする場合には、この限りでない。
- (3) 下野市プロポーザル参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）及び企画提案書の受付期間において、下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成2

2年下野市訓令第3号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例(平成24年下野市条例第3号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 令和4年3月末時点で、過去5年以内に開催された国民体育大会において、輸送運営業務の請負実績があること。(企業、グループ会社、共同企業体当の実績含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し必要となる資格その他の条件等を満たす者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

項目	期日
ア 実施要領等の公表	令和4年4月25日(月)
イ 実施内容等に関する質問書提出期限	令和4年5月6日(金)17時必着
ウ 質問に対する回答(ホームページ掲載)	令和4年5月10日(火)予定
エ 参加表明書の提出期限	令和4年5月12日(木)17時必着
オ 参加資格の確認結果通知	令和4年5月16日(月)予定
カ 企画提案書の提出期限	令和4年5月24日(火)17時必着
キ 公募型プロポーザル選定委員会 (プレゼンテーション)	令和4年5月27日(金)予定
ク 審査結果の通知・公表	令和4年6月上旬

(2) 実施要領等の公表

ア 配布期間: 令和4年4月25日(月)から

イ 配布場所: 実行委員会事務局で配布するほか、実行委員会ホームページからダウンロードできる。

(3) 実施内容等に関する質問

公募型プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(様式2)を令和4年5月6日(金)17時までに、実行委員会事務局あてに電子メール又はFAXにより提出すること。電話・来庁における口頭等での質問は一切受け付けない。また、電子メール等を送信した後に、実行委員会事務局まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問事項は、参加資格審査申請書、提案書等の記載方法及び業務委託仕様書の内容等に関するものに限り受け付ける。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に対し電子メール等で回答するとともに、競争上の地位等を害する恐れがあるものを除き、質問者名等を伏せた形で実行委員会ホームページにより公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(5) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式1）及び令和4年3月末時点で、過去5年以内に開催された国民体育大会における輸送運營業務の請負実績を証明する書類（契約書の写し等）を、令和4年5月12日（木）17時までに、実行委員会事務局あてに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、内容に不備のあるもの及び提出期限に遅れた書類等は受理しない。また、提出後の修正、差し替え等は認めない。

(6) 途中辞退

プロポーザル参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、令和4年5月24日（火）17時までに、実行委員会事務局あてに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(7) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格について書類審査を行い、資格要件を満たしている者（以下「企画提案者」という。）には、参加確認結果通知書及び企画提案書提出依頼通知書を送付する。

(8) 企画提案書の提出

企画提案者は、仕様書及び別添2「いちご一会とちぎ国体下野市輸送及び警備等実施運營業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を作成し、次により提出すること。

なお、作成にあつては、別紙「いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通計画」に記載された情報を参考とすること。

ア 提出期限：令和4年5月24日（火）17時必着

イ 提出場所：実行委員会事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出部数：紙媒体10部（正本1部・副本9部）

オ 提出制限：企画提案書は、1企画提案者につき、1件を限度とする。

カ その他：(a) 審査の公平を期すため、副本には参加者名は記載しないこと。

また、番号順に一連に編綴して提出すること。

(b) 作成においては、実行委員会事務局や競技団体との接触は行わな

いこと。

(9) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。(審査に影響を与えない軽微なものは除く。)
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 実行委員会は、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)に対し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- カ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

(10) 説明会等

希望があった場合に限り、大松山運動公園陸上競技場、石橋体育センター、その他関連施設の現地視察を行うことができる。日時は令和4年5月2日(月)の午前中とし、詳細は希望者に別途通知する。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別添3「いちご一会とちぎ国体下野市輸送及び警備等実施運営業務委託審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

- ア 実施日 令和4年5月27日(金) 予定
- イ 会場等 時間及び会場等は、企画提案者に対して別途通知する。
- ウ 実施方法
 - ・提案者による企画提案内容説明は20分間とし、その後選定委員会委員及び事務局から質疑を行う。
 - ・プレゼンテーションの出席者は、1者につき3名以内とする。なお、業務責任者となる予定の者は、原則、出席すること。
 - ・法人名や従業者名が特定できないよう、言動、服装に注意を払うこと。
 - ・企画提案書の範囲を逸脱した説明や、審査委員の質問内容と全く関係のない発言をしないこと。
 - ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を基に行うこととし、資料の追加は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン、プロジェクター等によるプレゼンテーションは許可することとし、その場合、プロジェクター、スクリーンは、実行委員会事務局が用意するが、パソコン等持ち込み可能な範囲

の機器は、各参加者が持参すること。

- ・プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

エ 選定委員 教育次長（実行委員会事務局次長）、スポーツ振興課長（実行委員会事務局次長）、安全安心課長（輸送交通専門委員会委員）、建設課長（同）

（3）審査の方法

審査基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、市が設置する選定委員会委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

なお、新型コロナウイルスの影響による社会状況を踏まえ、プレゼンテーション実施の可否を判断し、プレゼンテーションを中止とした場合は、書類審査のみ行うこととする。

（4）候補者の選定方法

ア プレゼンテーション又は書類審査による評価の総合点が最も高いものを契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）とする。また、参加者が1者だった場合にもプレゼンテーションは実施することとし、審査基準に則り、60点以上の評価点を得た場合に限り、候補者として決定する。

イ 評価の総合点が最も高い者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を候補者とする。なお、金額も同額の場合には、選定委員会において決定する。

（5）失格に関する事項

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加確認結果通知書の送付後、契約締結時まで下野市から入札資格停止処分を受けた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者に係る名称等については、実行委員会ホームページで公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 契約の手続

（1）候補者として選定された者と実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、実行委員会と随意契約による委託契約を締結する。

- (2) (1) により委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対する契約代金の支払いは、精算払いとする。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行う。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、実行委員会と協議し、当該協議が整った場合のみ実施することができる。
- (5) 契約書の作成に必要な経費は、受託者の負担とする。

8 その他

- (1) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で下野市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (3) 業務委託における製作物の著作権は、下野市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、下野市が制作物を使用するに当たり制限がある場合は、企画提案書にその旨を明記すること。